

池尻四丁目・三宿二丁目地区 地区街づくり計画のお知らせ

地区街づくり計画決定日 平成30年4月26日（予定）

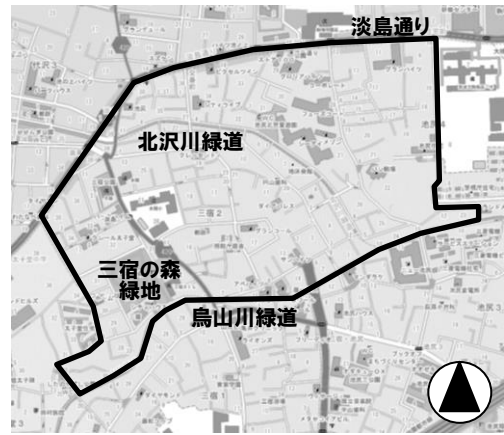
区では、平成25年度より、地区の皆様と勉強会や意見交換会を重ねながら、地区のまちづくりのルールについて検討してまいりました。今年2月には、「池尻四丁目・三宿二丁目地区地区街づくり計画（案）」の説明会及び公告・縦覧等を行い、平成30年4月26日に計画決定を予定しています。

名称：池尻四丁目・三宿二丁目地区地区街づくり計画

位置：池尻四丁目（8～39番）、三宿二丁目全域

決定日以降は、地区内で建築行為等（増改築等を含む）を行う場合、地区街づくり計画に適合した建築計画が必要になります。

地区街づくり計画の内容については、世田谷区ホームページ又は別紙「防災街づくり通信」等でご確認ください。ご不明な点はお問い合わせ先までご相談ください。



□：地区街づくり計画区域

今後、建築行為等の際に必要な手続き

池尻四丁目・三宿二丁目地区地区街づくり計画決定後は、**決定日の30日後に工事着手する建築行為等より届出が必要になります。** 建築計画を予定している方はご注意ください。

●**届出期限**：「工事着手の30日前」かつ「建築確認申請の前」まで

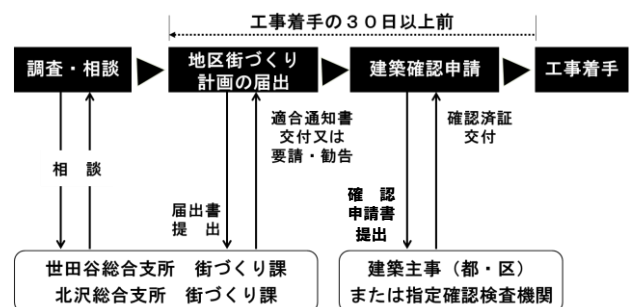
●**事前相談から工事着手までの流れ**

●**届出窓口**（対象地により異なります）

池尻四丁目8番～32番 三宿二丁目全域	世田谷総合支所街づくり課
池尻四丁目33番～39番	北沢総合支所街づくり課

●**届出が必要な建築行為等**

- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築又は工作物の建設
- ・建築物等の用途の変更
- ・木竹の伐採



■お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33
 電話：03-5432-2872（直通） FAX：03-5432-3055（担当：黒岩・高澤・雄勝・神田）
 URL：<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00120112.html>